

長時間労働を規制する法律の早期制定を求める意見書

我が国では、欧米諸国と比べて長時間労働をしている人の割合が高くなっており、過労死が後を絶たない。過労死は本人や家族のみならず、社会にとっても大きな損失であるため、ゼロにすることが求められており、国会では、平成26年に、全会一致で「過労死等防止対策推進法」が制定された。

しかし、平成27年12月に大手広告代理店の新入社員が自殺した事案については、翌年9月に長時間労働が原因と労災認定された上、厚生労働省東京労働局が強制捜査に乗り出す異例の事態にまで発展し、長時間労働は極めて大きな社会問題となっている。

国は、この事態を重く受け止め、労働時間延長の上限規定や、休息时间付与の義務化、健康管理時間の把握・記録、労働時間管理簿の作成記録の義務化、違法労働に対する罰則強化などに対応する法律を制定すべきである。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、一刻も早く長時間労働を規制する法律を制定するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年3月30日

江東区議会議長 堀川幸志

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} あて